原判決を左の通り変更する。

東京地方裁判所昭和二十六年(ヨ)第一五七三号立入禁止処分申請事件 について、同裁判所が昭和二十六年五月三十一日になした仮処分決定中、「債務者 等(控訴人両名)は債権者(被控訴人)の別紙目録並に図面表示の物件に対する占 有、使用を妨害してはならない。」との部分は、これを認可する。 右仮処分決定中「債権者(被控訴人)の委任する前橋地方裁判所執行吏

は、右命令の趣旨を公示するため適当な方法をとらなければならない。」との部分 は、これを取消す。

訴訟費用は第一、二審を通じて控訴人等の負担とする。 本判決は第二、第三項に限り仮に執行することができる。

「原判決を取消す。東京地方裁判所昭和二十六年(ヨ)第一五七 控訴人両名は、 三号仮処分申請事件について、同裁判所が昭和二十六年五月三十一日になした仮処 分決定を取消す。右仮処分の申立は却下する。訴訟費用は全部被控訴人の負担と す。」との判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する。」との判決を求め

当事者双方の陳述した主張の要旨は、左記の外、原判決事実摘示と同一であるか ここに引用する。

被控訴代理人は、控訴人Aは、個人及び控訴会社の代表者として、被控訴人主張 のような占有の侵奪をなそうとしたものであると、述べた。

当事者双方の提出した証拠と、それに対する認否は次の通りである。 被控訴代理人は、甲第一号証、第二号証の一、二、第三乃至第六号証、第七号証 の一、二、第八乃至第十一号証を提出し原審においての証人B、Cの各証言を援用 した。なお第六号証の成立は不知だが、その他の乙号各証については全部その成立 を認めた。

控訴人両名は、乙第一号証乃至第六号証を提出し、原審においての証人D、Eの 各証言を援用した。なお、甲第一号証、第十及び第十一号証の成立は認める。第二号証の一、二、第七号証の一、第八及び第九号証の成立は不知なり。 その余の甲号各証がそれぞれ本件現場の写真であることは認めるが、撮影の日時

は不知であると述べた。

理

成立に争のない甲第一号証、原審においての証人Cの証言により真正に成立した ことを認めることのできる甲第二号証の一、二と原審においての証人C、Bの各証言を合せ考えれば、被控訴人主張のように、被控訴人は昭和二十六年四月十八日別 紙目録記載の建物四棟を訴外日本医療団から賃借し(その効力の点は別) 、同月十 九日別紙目録記載の部分(当時訴外堀越きんが占有していた別紙図面(1)乃至 (5) の部分を除いた部分) の引渡を受け、従前から日本医療団のために右建物を 管理していた訴外FとGの両名を被控訴人の嘱託として、同月十九日以降被控訴人 の代理人として右建物部分を占有していたことが、疏明される。控訴人両名の提出援用に係る全疏明によるも、右認定を動かすことができない。被控訴人は、昭和二 十六年四月三十日控訴人両名が右建物部分の被控訴人の占有を奪わんとしたし、ま た今後も奪わんとするおそれがある旨主張し、控訴人両名はこれを否認しているか ら、次に判断する。いずれもが右建物の一部の写真であることに争なく、原審にお いての証人Bの証言によつて各撮影日時がそれぞれ下記の通りであることを認める ことのできる甲第四乃至第六号証(いずれも昭和二十六年五月三日撮影) (同年四月三十日撮影)と、原審においての証人Bの証言によりその成立 を認め得る甲第七号証の一と同第九号証並に成立に争のない乙第一号証及び原審に おいての証人E(後記の信用しない部分を除く)、BとCの各証言を合せ考えれ ば、下記の事実が疏明される。すなわち、A(その資格の点は後に判断する)は昭和二十六年四月三十日右建物に来て、訴外Eと共に、被控訴人がその占有を明らかにするために門に掲げておいた「厚生省共済組合伊香保保養所」と記載してある門標を外し、また玄関硝子戸に貼つてあつた「厚生省共済組合伊香保保養所」「管理 者F」とそれぞれ表示した貼紙の上に、これを覆つて「松岡産業株式会社」 「松岡 合資会社社員寮」と墨書した紙を貼付け、更に右建物内の被控訴人の占有している 部屋の入口に、いずれもAが代表取締役である「松栄紡織株式会社」「小松乳業株 式会社」「松岡産業株式会社」と記載した巾五寸縦一尺三寸位の紙片を貼付けた が、その後右紙片は除去した。またいずれもその成立について争のない甲第十、第

十一号証と乙第一、第二、第四、第五号証及び原審においての証人Bの証言により真正に成立したことを推認のできる甲第八号証と原審においての証人Eの証言並に弁論の全趣旨とを合せ考えれば、控訴人大松合資会社と日本医療団との間に右建物の所有権に付で深刻に争われ、控訴人Aと同控訴人が代表取締役をしている上記認定の諸会社もその渦中に入り、仮処分、仮登記仮処分命令、仮処分の執行、執行の取消など数次に亙つて行われ、また控訴人A個人が右建物に不法に侵入したとして日本医療団より住居侵入の告訴を受けたことすらあつたことを認めることができる。原審においての証人Eの証言中上記認定に反する部分は、上掲各証拠に照し合せて信用できないし、外の控訴人両名の提出援用に係る証拠によるも未だ右認定を動かすことができない。

上記仮処分決定を全部認可した原判決は、上記説明の如くなるを以て、その一部は相当であるから、本件控訴は棄却すべきも、その一部は不当であるから、その部分を取消すべきであるから、原判決をその趣旨で変更し、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九十六条、第九十二条、仮行の宣言につき同法第百九十六条第一項により主文の如く判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三) (別紙目録省略)